

無戸籍者問題の解消のための 法務省の取組

法務省民事局

無戸籍者問題をめぐるこれまでの主な経緯

平成19年5月 「婚姻の解消時に懐胎していない」という旨の医師の証明書が出生届書に添付されていれば、前夫の嫡出推定を受けないものとして出生届を受理することができる旨の法務省民事局長通達発出（平成19年5月7日付け法務省民一第1007号）

平成26年7月 無戸籍者に関する情報の把握及び支援について法務省民事局長通達発出（平成26年7月31日付け法務省民一第817号ほか）

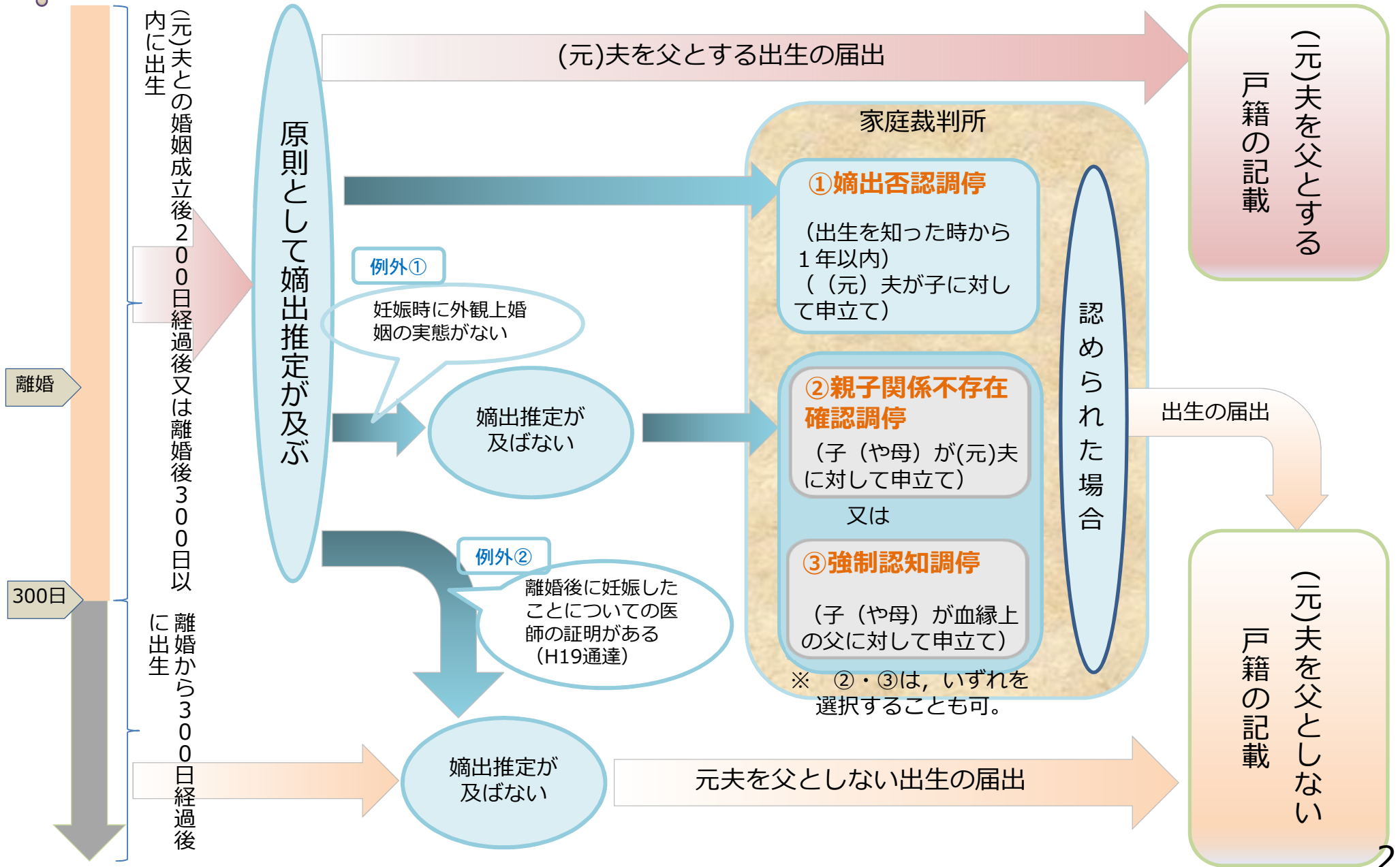
※ 主な内容

- ① 市区町村の業務の過程で無戸籍者の存在を把握した場合には、法務局への相談を促し、併せて、法務局において無戸籍者の情報を集約すること。
- ② 法務局において戸籍に記載されるための手続を案内すること。
- ③ 無戸籍であっても、婚姻の届出を受理できる場合があること等を周知すること。

平成27年5月 無戸籍者ゼロタスクフォース発足（以降、8回開催）

平成29年11月 各地域において、法務局が中心となって地方協議会設置を開始

無戸籍状態を解消するための手続



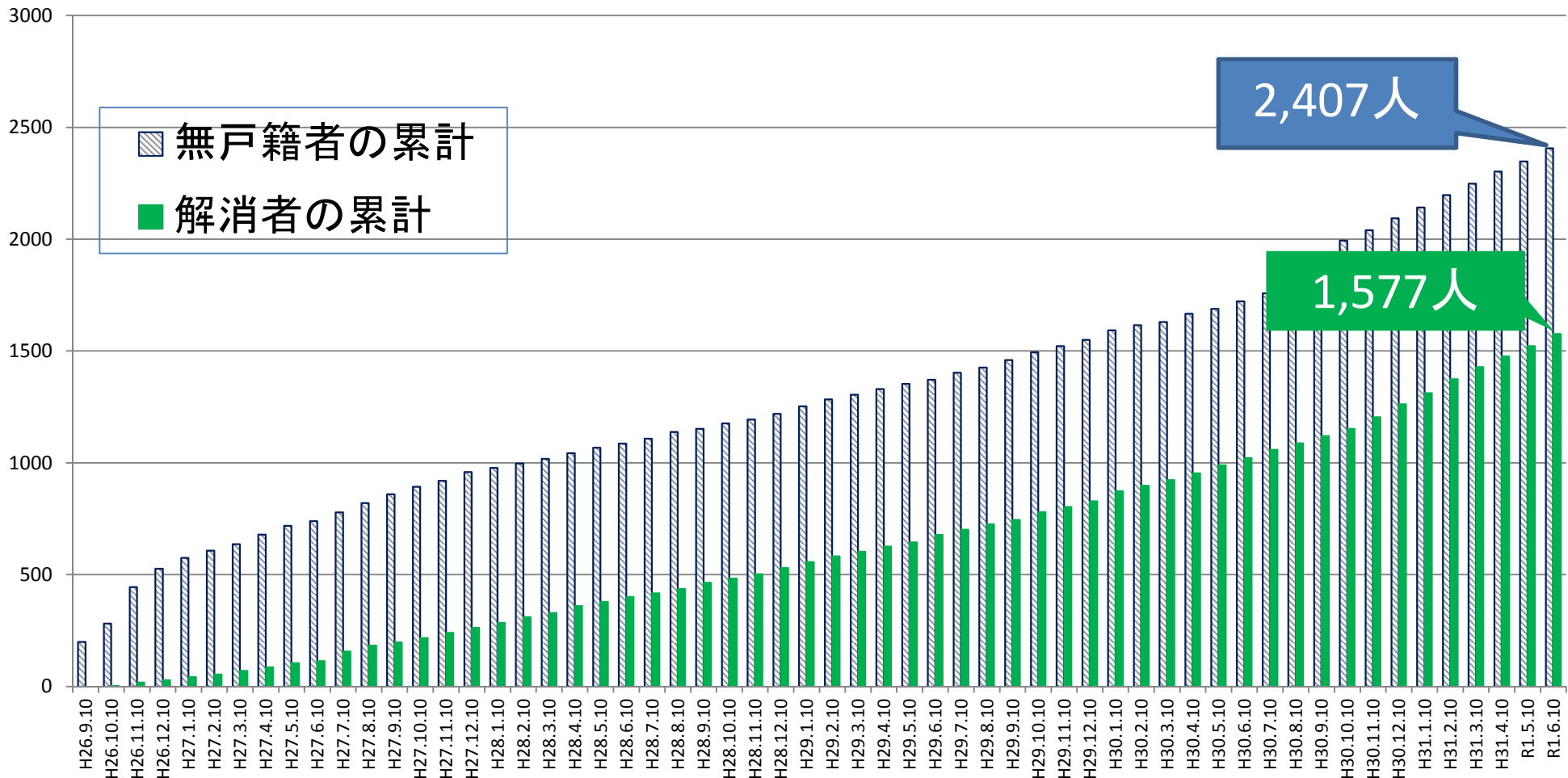
無戸籍者の把握・解消の状況

令和元年6月10日現在（平成26年9月10日からの累計）

把握した無戸籍者の累計 2,407人

解消された人数 1,577人

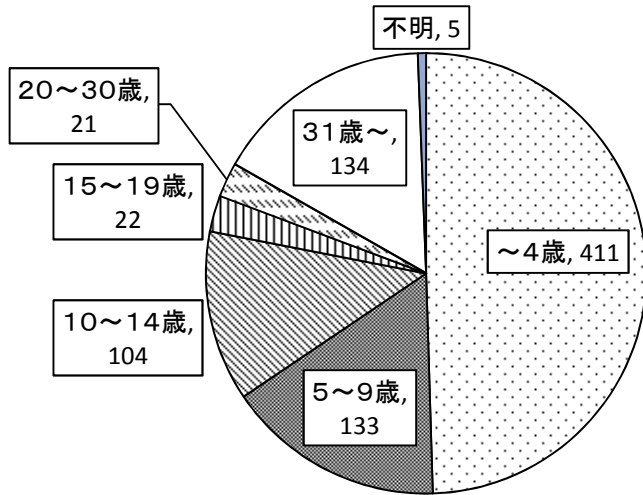
無戸籍者の人数 830人（うち成年者155人）



無戸籍問題の状況（令和元年6月10日現在）

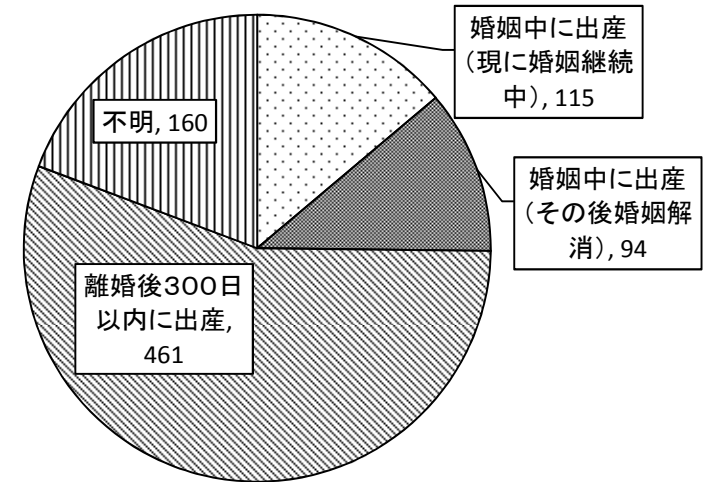
※①から③までは、同日現在で無戸籍である者についての状況である。

① 年齢分布

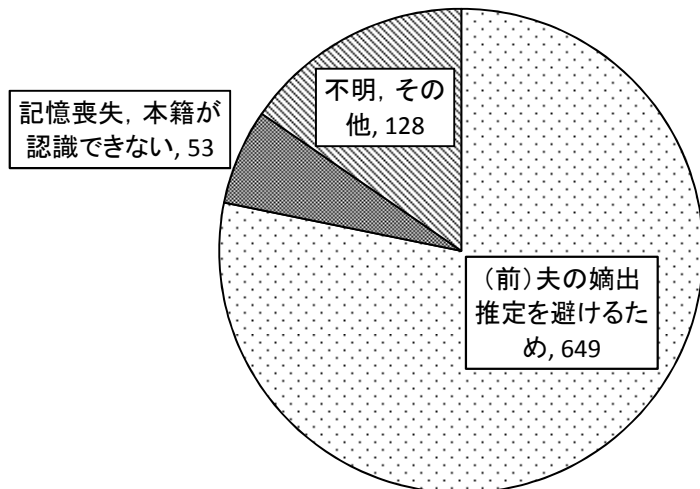


② 母の婚姻の状態

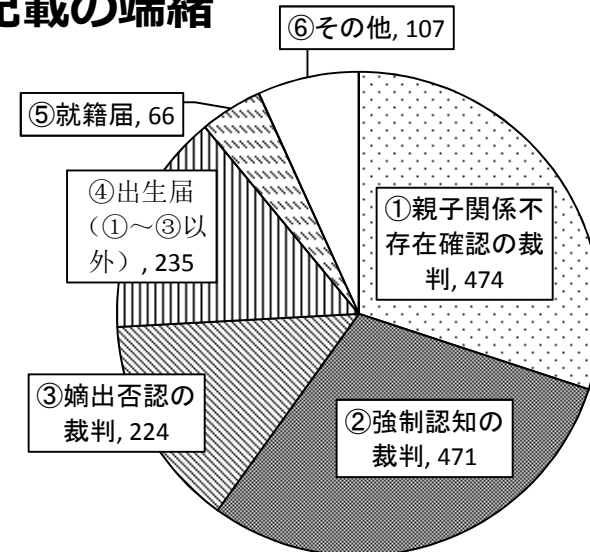
※無戸籍の子ごとに計上したもの。



③ 戸籍に記載されていない理由



④ 戸籍記載の端緒



無戸籍者の解消に向けた取組

1 情報の収集強化＝市区町村その他の機関で入手した情報を法務省に集約

【最近の取組】

- 把握の対象を「満1歳以上」から「出生後3か月経過」に拡大（平成30年10月）
- 情報把握の一つの契機とするため、出生の届出に係る悩みを抱える方への手続支援情報を盛り込んだ出生届書の様式改正（平成31年1月から施行）
- 子どもが生まれる前からの母親へのアプローチとして、産婦人科医や母子手帳交付窓口用の妊婦向け啓発リーフレットの作成・配布（平成31年3月配布）

2 丁寧な案内＝市区町村・法務局の職員が当事者に寄り添って案内や手続支援

【最近の取組】

- 「無戸籍の方の戸籍をつくるための手引書」の配布（平成30年3月作成，平成31年3月改訂）
- 当事者への説明方法，対応場所等を示した職員向け窓口対応ガイドライン配布（平成31年2月）

3 関係機関間の連携＝情報や・知見の共有・手続支援の連携

【最近の取組】

- 無戸籍者ゼロタスクフォーラムを開催し，関係機関間の連携強化（平成31年3月開催（第8回））
- 各地域での地方協議会の設置・開催（全法務局・地方法務局で開催）
- 各地域において，児童相談所，教育委員会等に対して，地方協議会への参加要請や情報提供依頼（平成31年2月，各法務局・地方法務局に指示）